

みんなで支える介護保険

～元気で健やかに暮せるまちづくりを推進します～

介護保険は、法律により3年ごとに事業計画を見直すことが義務付けられており、本町でも今年度から3ヶ年の計画である第5期介護保険事業計画を策定しました。今期における保険料など介護保険の新たな部分の概要などについてお知らせいたします。

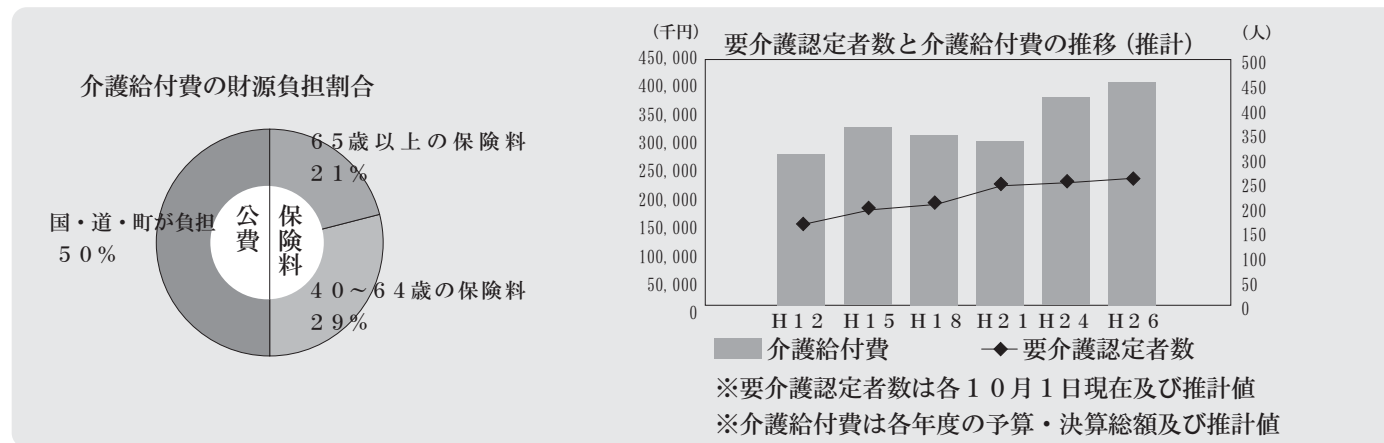
【介護保険料基準額が月額4,450円になります】

65歳以上の人の介護保険料は、被保険者数や今後どれだけ介護サービスが必要になるかなどを推計して3年ごとに算定しています。今年度から3年間の保険料は、基準月額でこれまでの3,960円から490円増額の4,450円となります。なお、所得の少ない人の負担を軽くするため、世帯全員が町民税非課税で年金等の収入が120万円以下の人と、世帯に町民税課税者がいるが本人は非課税で年金等の収入が80万円以下の人について新たな段階を設定しました。

所得段階	対象者	計算方法	年額保険料（月額平均）
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方 生活保護受給者	基準額 ×0.5	26,700円 (2,225円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	26,700円 (2,225円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で公的年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.625	33,370円 (2,781円)
第4段階	世帯全員が町民税非課税で公的年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	基準額 ×0.75	40,050円 (3,338円)
第5段階	町民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.875	46,720円 (3,894円)
第6段階	町民税世帯課税、本人非課税の方	基準額	53,400円 (4,450円)
第7段階	町民税課税で所得金額が200万円未満の方	基準額 ×1.25	66,750円 (5,563円)
第8段階	町民税課税で所得金額が200万円以上、400万円未満の方	基準額 ×1.5	80,100円 (6,675円)
第9段階	町民税課税で所得金額400万円以上の方	基準額 ×1.75	93,450円 (7,788円)

【介護保険給付費の負担割合が変わります】

国が定める65歳以上の方の介護給付費負担割合は、今年度から現行の20%から21%へと1%上昇し、保険料に影響をあたえております。また、要介護認定者数及び介護給付費についても、年々増加傾向にあります。



【地域包括支援センターが社会福祉協議会に移行されました】

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんがいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、介護や医療・福祉などさまざまな面から総合的に支援をおこなう機関です。

これまで地域包括支援センターは町で設置していましたが、今年度より社会福祉協議会へ移行することにより、一体的な介護サービスの支援と専門職員の安定的な確保のさらなる充実を行っていきます。

なお、設置場所や電話番号については、これまでどおり変更ありません。

羽衣町35番地 清里町保健センター内 ☎25-2943